

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年12月21日（平成27年（行情）諮問第748号）

答申日：平成28年12月19日（平成28年度（行情）答申第593号）

事件名：「平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）（統幕計第16号。26.3.25）（第1分冊から第4分冊）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月31日付け防官文第13395号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、原処分で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。
- (3) 原処分で特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容が複製されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「平成23年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）」（2011.9.27-本本B621）と同様の通達で平成26

年度を対象としたもの全て。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「平成26年度自衛隊統合業務計画細部計画について（通達）（統幕計第16号。26.3.25）」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用し、まず、平成27年1月21日付け防官文第680号により、特定した行政文書のかがみ及び別表について全部開示決定を行った後、残余の部分（本件対象文書）について同年8月31日付け防官文第13395号により、法5条3号及び4号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分は別表のとおりであり、当該部分に係る法5条該当性については、以下のとおりである。

- (1) 別表の番号1欄に掲げる部分は、自衛隊が強化すべき能力、特殊作戦、特定の通信施設等の運用及び訓練又は他国との間における情報共有能力に関する内容であり、これを公にすることにより、特殊作戦に関する運用要領、研究内容、練度若しくは訓練の実施内容及び規模等、統合通信に関する練度等又は情報共有能力等が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること又は我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (2) 別表の番号2欄に掲げる部分は、特定の通信施設の配置又は自衛隊の通信保全等に関する内容であり、これを公にすることにより、通信の運用要領、通信保全要領又は自衛隊が使用する通信回線の構成が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (3) 別表の番号3欄に掲げる部分は、情報保全に関する内容であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊のカウンター・インテリジェンス上の取組や内容又は防ちよう能力及び保全施策等が推察され、じ後の情報保全業務等に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (4) 別表の番号4欄に掲げる部分は、防衛、警備等計画に関する内容であり、これを公にすることにより、自衛隊の作戦構想等又は計画の作成若しくは見直しの手順が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
- (5) 別表の番号5欄に掲げる部分は、日米間における情報共有能力又は運

用に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と米国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(6) 別表の番号6欄に掲げる部分は、公にしないことを前提とした他国との協力に関する内容であり、これを公にすることにより、我が国と関係国との間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(7) 別表の番号7欄に掲げる部分は、特定の重要施設、秘匿携帯電話の使用者又は公務員宿舍の所在に関する内容であり、これを公にすることにより、テロ等による当該建造物及びシステム等、当該携帯電話使用者の生命及び身体等又は当該宿舍住民の身体及び財産等への不当な侵害といった犯罪を誘発させるおそれがあることから、法5条4号に該当するため不開示とした。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なる、いわゆる文書作成ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては、「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

(2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

(3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが

本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがされた時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が上記2のとおり同条3号及び4号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月21日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成28年1月13日 審議
- ④ 同年2月1日 異議申立人から意見書1及び2を収受
- ⑤ 同年12月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これは、平成26年度における統合幕僚監部の年度業務計画であり、当該年度において実施すべき防衛力の整備、維持等に係る事項についての達成の目標及び方途を明らかにし、予算の見積り及び執行の基礎とすることを目的として、その達成目標並びに実施時期及び所要の人員、資材、経緯、法令等を具体的に表示した手順を含む達成方法について定めたものであるとのことであった。

- (2) 処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 自衛隊の能力、運用又は訓練に関する情報

別表の番号1欄に掲げる不開示部分には、自衛隊の能力、運用又は訓練に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、特殊作戦に関する運用要領、

研究内容及び練度，統合通信に関する練度又は他国との情報共有能力等が推察され，敵意を有する相手方をして，対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれ，米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 自衛隊の通信に関する情報

別表の番号2欄に掲げる不開示部分には，自衛隊の通信に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊における通信の運用要領及び保全要領等が推察され，自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして，その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 情報保全に関する情報

別表の番号3欄に掲げる不開示部分には，情報保全に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊のカウンター・インテリジェンス上の取組や内容又は防ちよう能力及び保全施策等が推察され，自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして，その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(4) 防衛，警備等計画に関する情報

別表の番号4欄に掲げる不開示部分には，防衛，警備等計画に関する情報が記載されている。

当該部分は，これを公にすることにより，自衛隊の作戦構想又は計画の作成若しくは見直しの手順等が推察され，自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして，それらを踏まえた対処行動を採ることを容易にするなど，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法5条3号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(5) 日米間の情報共有能力又は運用に関する情報

別表の番号5欄に掲げる不開示部分には，日米間の情報共有能力又は

運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 公にしないことを前提とした他国との協力に関する情報

別表の番号6欄に掲げる不開示部分には、公にしないことを前提とした他国との協力に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(7) 特定の重要施設等に関する情報

別表の番号7欄に掲げる不開示部分には、特定の重要施設、秘匿携帯電話の使用者又は公務員宿舎の所在に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、テロ等による当該建造物及びシステム等、当該携帯電話使用者の生命及び身体等又は当該宿舎住民の身体及び財産等への不当な侵害といった犯罪を誘発させるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び4号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条3号及び4号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別表

番号	不開示とした部分		
1	第1分冊	0 2 0 5 2	実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 1 9	実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 2 0	実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 2 1	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	0 5 1 2 2	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	0 5 1 2 3	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	0 9 1 0 3	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	0 9 3 0 1	実施時期及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	1 3 2 0 1	計画事項及び実施要領の一部
	第2分冊	0 2 0 6 2	計画事項及び実施要領の一部
	第2分冊	0 2 1 1 6	計画事項及び実施要領の一部
	第3分冊	2 5 0 3 3	支援内容の一部
	第3分冊	4 5 0 2 9	実施内容の一部
	第3分冊	4 5 0 3 0	実施内容の一部
	第3分冊	4 5 0 3 1	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 2 3	実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 2 4	実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 2 5	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 3 0	実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 3 1	依頼事項及び実施内容の一部
第3分冊	4 8 0 0 7	実施内容の一部	
2	第1分冊	0 2 0 5 8	実施要領の一部
	第1分冊	0 2 1 0 7	実施要領の一部及び根拠法規関連業務関連業計
	第1分冊	0 2 1 0 8	計画事項及び実施要領の一部
	第1分冊	0 2 1 0 9	計画事項及び実施要領の一部
	第3分冊	2 5 0 0 4	支援内容の一部
	第3分冊	4 5 0 9 3	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 6 8	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 7 7	依頼事項及び実施内容の一部

3	第1分冊	0 5 1 2 4	計画事項及び実施要領の一部
	第3分冊	4 5 0 3 3	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	5 2 0 0 5	依頼事項及び実施内容の一部
4	第2分冊	0 3 0 0 3	計画事項及び実施要領の一部
	第2分冊	0 5 1 0 8	計画事項
	第2分冊	0 5 1 0 9	実施要領の一部
	第2分冊	0 5 1 1 0	実施要領の一部
	第2分冊	0 5 1 1 1	計画事項及び実施要領の一部
	第3分冊	4 5 0 2 4	実施時期及び実施内容の一部
	第3分冊	4 5 0 2 5	実施内容の一部
	第3分冊	4 5 0 2 6	実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 1 8	実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 1 9	実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 2 0	実施時期及び実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 1 9	実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 2 0	実施内容の一部
	第3分冊	4 7 0 2 1	実施時期及び実施内容の一部
	第3分冊	4 8 0 0 5	実施内容の一部
	第3分冊	4 8 0 0 6	実施内容の一部
5	第1分冊	0 2 0 0 6	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第1分冊	0 2 0 0 7	計画事項及び実施要領の一部
	第1分冊	0 2 0 1 6	計画事項及び実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 1 6	計画事項及び実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 1 7	計画事項及び実施要領の一部
	第1分冊	0 5 1 1 8	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部
	第3分冊	4 5 0 2 7	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	4 5 0 2 8	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	4 5 0 4 1	依頼事項及び実施内容の一部
	第3分冊	4 6 0 2 1	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	4 6 0 2 2	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	4 7 0 2 2	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	4 7 0 2 3	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部

	第3分冊	47024	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47025	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47026	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47027	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47028	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47029	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
6	第1分冊	05011	実施時期及び実施要領の一部
	第1分冊	05012	計画事項及び実施要領のそれぞれ一部並びに実施時期
	第1分冊	05013	計画事項及び実施時期並びに実施要領の一部
	第3分冊	48011	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部並びに実施時期
7	第1分冊	02047	実施要領の一部
	第1分冊	02106	実施要領の一部
	第1分冊	18001	実施要領の一部
	第3分冊	45104	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	46062	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部
	第3分冊	47089	依頼事項及び実施内容のそれぞれ一部